

令和6年度 瑞浪市太陽光発電設備等設置費補助金 手続きガイド

2050年脱炭素社会ぎふの実現に向け、新たに太陽光発電設備や蓄電池を設置する方に補助金を交付します。

受付期間 令和7年2月10日まで
※上記期限までに実績報告書を提出する必要があります。

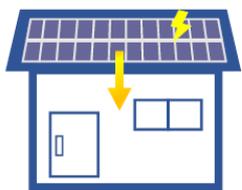
受付場所 瑞浪市役所環境課（西分庁舎2階）

注意事項

- ・必ず契約前に申請を行ってください。
- ・固定価格買取制度（FIT制度）を利用される方は、この補助金の申請ができません。 FIT制度を利用される方は、「瑞浪市エネルギー利用最適化事業補助金」をご確認ください。
- ・国などの補助金、交付金等との併用はできません。

※瑞浪市エネルギー利用最適化事業補助金との併用はできません。

補助対象設備概要

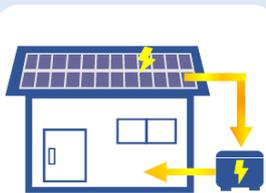


太陽光発電設備

- ・商用化され、導入実績があるものであること
- ・中古設備ではないこと
- ・リース設備ではないこと
- ・FIT制度を利用しないこと
- ・発電した電力量の30%以上を自家消費すること

補助額

最大 **35** 万円
(7万円/1kW)



蓄電池(太陽光発電設備と同時設置の場合に限る)

- ・商用化され、導入実績があるものであること
- ・中古設備ではないこと
- ・リース設備ではないこと
- ・日常的に充放電を繰り返すことを前提とした設備で、停電時にのみ利用する非常用予備電源でないこと
- ・4, 800Ah・セル未満であること
- ・設置経費が15.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下の蓄電池であること

補助額

最大 **25.8** 万円
(設置経費の1/3)
5kWhまで

1 補助対象設備

(1)補助対象設備

補助対象設備	機器の要件
太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・商用化され、導入実績があるものであること ・中古設備ではないこと ・リース設備ではないこと ・FIT制度を利用しないこと ・発電した電力の30%以上を自家消費すること
蓄電池 (蓄電池単体での補助はありません)	<ul style="list-style-type: none"> ・商用化され、導入実績があるものであること ・上記太陽光発電設備の附帯設備であること ・中古設備ではないこと ・リース設備ではないこと ・平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること ・停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと ・蓄電池の価格とその設置工事に係る費用の額とを合計した額(消費税及び地方消費税を含まない価格)の蓄電容量1kWh当たりの額が15.5万円以下の蓄電池であること ※パワーコンディショナーの価格も工事費に含まれます。 ・4,800Ah・セル未満であること ・蓄電池の仕様(P7)を満たすこと

(2)補助金の額

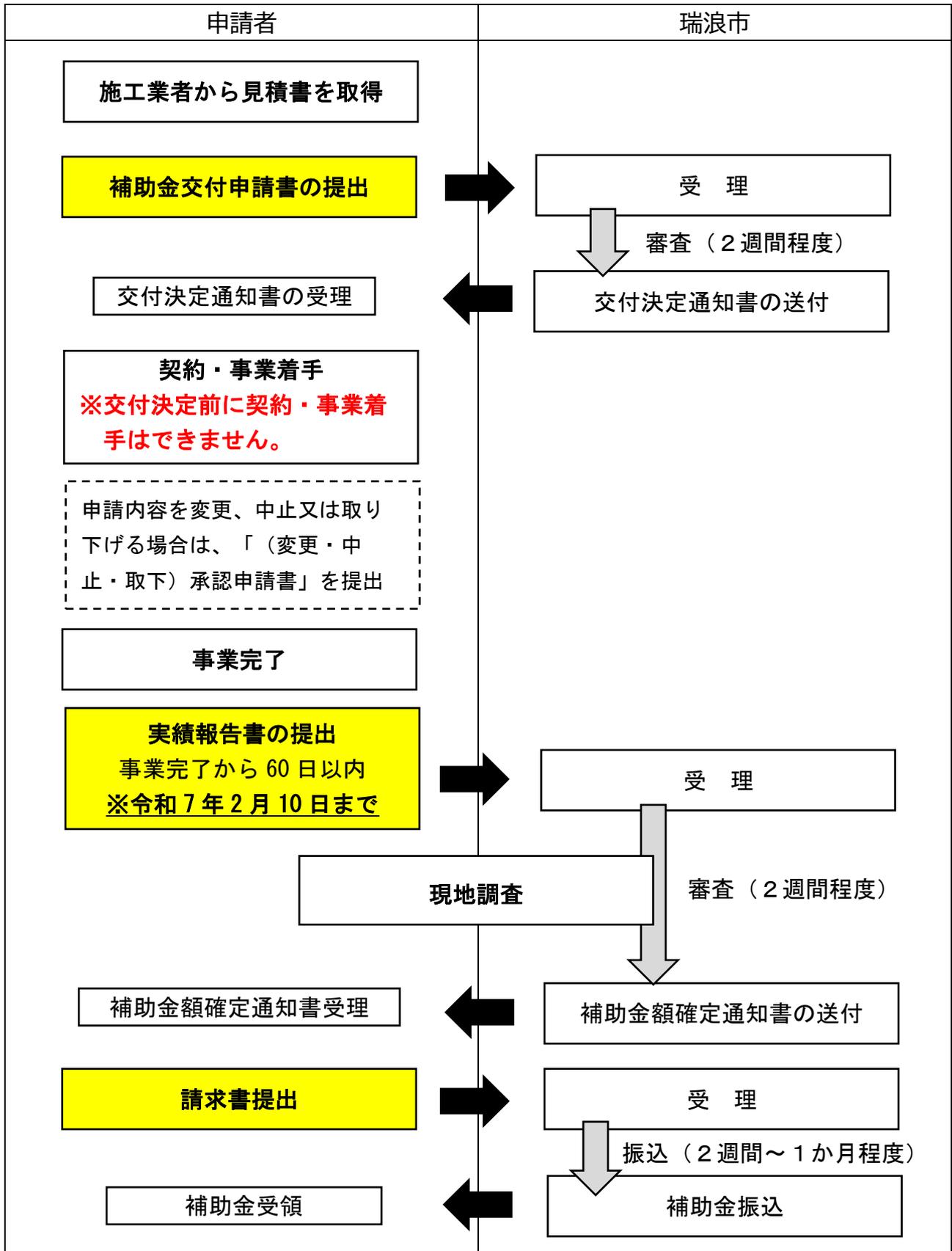
補助対象設備	補助金の額
太陽光発電設備	<p>7万円/kW 最大出力5kW相当分まで (最大35万円)</p> <p>※工事費(本体価格込・税抜)が上記未満の場合は工事費の額</p> <p>※最大出力は、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力とを比較して小さい方の値</p>
蓄電池	<p>工事費(本体価格込・税抜)の3分の1 蓄電容量5kW相当分まで (最大25.8万円)</p>

2 補助対象者

以下の全ての要件を満たす方が対象です。

- (1) 自ら居住し、かつ、所有する市内の住宅又は併用住宅の敷地内に補助対象設備を設置する者であること。
- (2) 補助対象設備について、国、地方公共団体等から他の補助金、助成金その他これらに類する交付金を受けない者であること。
- (3) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しない者であること。
- (4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わない者であること。
- (5) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項(ただし、専らFIT制度の認定を受けた者に対するものを除く。)を遵守できる者であること。
- (6) 発電した電力量の30パーセント以上を、申請した住宅の敷地内で自ら消費する者であること。
- (7) 補助対象設備設置によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させることができる者であること。
- (8) 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わない者であること。

3 申請手続きの流れ



4 手続きの方法

■申請窓口

- ・瑞浪市役所環境課(西分庁舎2階)

■注意事項

- ・必ず契約前に申請を行ってください。
- ・固定価格買取制度(FIT 制度)を利用される方は、この補助金の申請ができません。
- ・国などの補助金、交付金等との併用はできません。
- ・実績報告で、施工前の写真が必要となります。

■受付期間(実績報告書の提出期限):令和7年2月10日まで

※上記期限までに実績報告書が提出できるよう余裕をもって申請してください。

申請書等の様式は瑞浪市HPからダウンロードすることができます。

<https://www.city.mizunami.lg.jp/kurashi/kankyuhozen/1007873.html>

瑞浪市 太陽光 蓄電池 補助金

検索

(1)申請書の提出

以下の書類を揃えて、瑞浪市役所環境課まで提出してください。(P9 チェックリスト参照)

■申請時に提出する書類

(ア)補助金交付申請書(様式第1号)

(イ)補助対象設備の設置に係る見積書の写し

※P6「(1)見積書・領収書 工事費の内訳について」を参考に見積書を取得してください。

(ウ)補助対象設備の設置場所及び付近の見取図

(エ)補助対象設備の仕様書(太陽光発電設備にあっては型式、メーカー名、最大出力値、使用枚数、配置図等が明記されているもの、蓄電池にあっては型式、メーカー名、蓄電容量等が明記されているもの)の写し

(オ)委任状(事務等代行者へ委任する場合に限る。)

(カ)誓約書(申請者用・施工業者用)

(キ)補助対象設備で発電する電力の消費量計画書(任意様式)

※自家消費の割合が分かるよう年間の「発電想定量」、「自家消費想定量」、「売電想定量」、「世帯人数」、「過去1年間の電気代」を必ず記載してください。

(2) 交付決定通知書の発送

申請書類を審査後、申請者住所へ交付決定通知書を郵送します。
交付決定日以降に契約・事業着手を行ってください。

(3) 申請内容を変更、中止又は申請を取り下げる場合

申請内容を変更、中止又は申請を取り下げる場合は、速やかに(変更・中止・取下)承認申請書(様式第4号)を提出してください。

※設備の仕様に変更がなく、補助対象経費の 20%以内の額の変更又は着手日・完了日を 30 日以内の範囲で変更する場合には提出不要です。

(4) 実績報告書の提出

事業完了日から起算して60日以内又は令和7年2月10日のいずれか早い日までに、以下の書類を揃えて瑞浪市役所環境課まで提出してください。

後日、ご自宅にて設備の検査を行うため、立ち会いをお願いいたします。
平日 9:00~16:30 でご都合のよい日時をお知らせください。

■実績報告時に提出する書類(P10 チェックリスト参照)

(ア)実績報告書(様式第6号)

(イ)補助対象設備の設置に係る契約書及び領収書の写し

※P6 を参考に領収内訳書を取得してください。

(ウ)補助対象設備の保証書及び取扱説明書又はこれらに類するものの写し

※カタログや保証書、取扱説明書等により蓄電池の仕様を満たしていることを確認します(P11蓄電池の仕様チェックリスト参照)。確認に必要なページのみ提出していただいても構いません。(表紙、裏表紙等は省かないでください。)

(エ)電力会社との接続契約書、売電契約書等の写し(接続契約、売電契約等する場合に限る。)

※売電価格が分かるものを添付してください。

(オ)補助対象設備の設置状況を把握できる写真

※施工前・施工中・施工後の確認ができる写真、住宅全体を映した写真、蓄電池(パワーコンディショナー含む)にあっては型番が変わる部分の接写、家屋内にモニターがある場合はモニター(画面を表示させてください。)の写真を添付してください。

(5) 交付額確定通知書の送付、請求書の提出

実績報告書を審査後、報告者住所へ交付額確定通知書及び請求書様式を郵送します。
請求書に必要事項を記入の上、瑞浪市役所環境課まで提出してください。

5 その他

(1)見積書・領収書 工事費の内訳について

●太陽光発電設備、蓄電池それぞれの内訳書を作成してください。

●消費税の額が分かるように明示してください。

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。 ※「太陽光発電設備」「蓄電池」そのものの額を含むものとしませんが、備考欄等に「太陽光発電設備本体の額〇〇円(うち消費税●●円)」という形で額が分かるよう表示してください。工事費と別の区分で計上していただいても構いません。 例：太陽光設備■●円 工事費◆◆円
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費)
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいう。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する費用をいう。 ※必要最小限度の範囲とすること
機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。	
測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。	

※太陽光発電設備、蓄電池の共通経費につきましては、任意の合理的な方法でそれぞれの内訳に配分していただきますようお願いいたします。

※細分ごとの額が記載されていることが望ましいですが、困難な場合は複数の項目を合算しても構いません(但し、内訳について聞取り調査等を行うことがあります)。

(2)蓄電池の仕様について

蓄電池については、以下の仕様を満たすものが補助対象となります。
実績報告時に、仕様を満たすことが分かる書類の添付が必要です。

蓄電池の仕様

(1) 蓄電池パッケージ

ア 蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※ 初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※ システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

(2) 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

ア 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること）

イ 定格出力

認証書に基づく系統側の定格出力を指定し登録対象機器の添付書類に明記されていること。定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。

ウ 出力可能時間の例示

① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力 (W) と出力可能時間 (h) の積で規定される容量 (Wh) が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示されていること。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間が例示されている場合も可とする。例示は、出力と出力可能時間が表示されていること。出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が 10 分未満の場合は、1 分刻みで表示されていること。出力可能時間が 10 分以上の場合は、5 分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等が明確にされていること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載されていること。単位は W、kW、MW のいずれかとする。

エ 保有期間

補助金の支給を受けて対象システムを購入した場合、所有者（購入設置者）は、当該システムを法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならない。このことが登録対象機器の添付書類に明記され、所有者（購入設置者）へ注意喚起がなされていること。

オ 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。」

カ アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

キ 蓄電池部安全基準

① リチウムイオン蓄電池部の場合、蓄電池部が「JIS C8715-2」に準拠したものであること。

※ 平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011（一般社団法人電池工業会発行）とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。

② リチウムイオン蓄電池部以外の場合、蓄電池部が平成 26 年 4 月 14 日消防庁告示第 10 号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。

(3) 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

ア 蓄電システム部が「JIS C4412」に準拠したものであること。

※ 「JIS C4412」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第九」に準拠したものであること。

※ 平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412-1」又は「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。

(4) 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

ア 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※ 第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。

(5) 保証期間

ア メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。

※ 蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※ 当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。

※ メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※ 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※ JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。

6 チェックリスト

(1) 申請時チェックリスト

項目	チェック	内容
要件	<input type="checkbox"/>	申請者は、自ら居住しかつ所有する住宅（新築であれば予定）の敷地内に設備を設置する者である。
	<input type="checkbox"/>	FIT制度、FIP制度を利用しない。
	<input type="checkbox"/>	蓄電池：工事費※（本体価格含む・税抜）の蓄電容量1kW当たりの額が15.5万円以下である。 ※パワーコンディショナーの価格を含む。また、太陽光発電等のパワコンと一体となったハイブリッドパワコン、トライブリッドパワコン等の場合も全額を蓄電池の工事費に含む。
補助金交付申請書 （様式第1号）	補助対象設備欄	
	<input type="checkbox"/>	太陽光発電設備の最大出力値は、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値とを比較して低い方の値を記載している。
	<input type="checkbox"/>	蓄電池の蓄電容量は、定格容量を記載している。
	補助金額欄	
	<input type="checkbox"/>	太陽光発電設備：7万円×kW（出力は小数点以下切捨）、5kWまで（千円未満切捨）で計算されている。
	<input type="checkbox"/>	蓄電池：工事費（本体価格含む・税抜）の1/3の額（5kWhまで）（千円未満切捨）で計算されている。
見積書の写し	<input type="checkbox"/>	合計金額（税抜、税込）、総事業費、補助対象経費の内訳（機器の価格、工事費等）が分かるよう作成されている。（手続きガイドP6参照）
	<input type="checkbox"/>	見積依頼者と申請者が同一である。
設置場所及び付近の見取図	<input type="checkbox"/>	住宅の位置及び設備の設置場所が分かる図面である。
仕様書 （カタログ、パンフレット等）	以下の項目について記載があること	
	<input type="checkbox"/>	メーカー名
	<input type="checkbox"/>	型式
	<input type="checkbox"/>	パネルの使用枚数が分かる資料（設置図面等）（太陽光発電設備）
	<input type="checkbox"/>	太陽電池モジュールの最大出力値、パワーコンディショナーの定格出力値（太陽光発電設備）
	<input type="checkbox"/>	定格容量（蓄電池）
委任状 （任意様式）	<input type="checkbox"/>	事務等代行者へ委任する場合に限る。
誓約書	<input type="checkbox"/>	申請者用 内容を確認し、署名している。
	<input type="checkbox"/>	施工業者用 内容を確認し、記名、押印（社印）している。
発電電力の消費計画書 （任意様式）	<input type="checkbox"/>	自家消費率が30%を超えている。
	<input type="checkbox"/>	年間の発電想定量、自家消費想定量、売電想定量を記載している。
	<input type="checkbox"/>	世帯人数を記載している。
	<input type="checkbox"/>	過去1年間の電気代を記載している。

(2) 実績報告時チェックリスト

項目	チェック	内容
要件	<input type="checkbox"/>	実績報告書提出日が、事業完了日から60日以内又は2月10日のいずれか早い日以内である。
実績報告書 (様式第6号)	<input type="checkbox"/>	内容が申請時と同様である。 (ただし、補助対象経費の20%以内の額の変更又は着手日・完了日を30日以内の範囲での変更する場合を除く。)
契約書の写し	<input type="checkbox"/>	契約者と報告者が同一である。
	<input type="checkbox"/>	契約日付は、交付決定日以降の日付である。
	<input type="checkbox"/>	申請時から補助対象経費に変更があった場合は、見積書及び内訳書を添付している。
	<input type="checkbox"/>	領収書の金額と一致している。
領収書の写し	<input type="checkbox"/>	契約書の金額と一致している。
	<input type="checkbox"/>	支払者と報告者が同一である。
	<input type="checkbox"/>	領収内訳書(手続きガイドP6参照)が作成されている。
保証書の写し	<input type="checkbox"/>	製造メーカー発行の保証書である。
	<input type="checkbox"/>	報告者の氏名が記載されている。
	<input type="checkbox"/>	保証書に記載されている設備は申請した設備と同様である。
取扱説明書等の写し	<input type="checkbox"/>	取扱説明書の写し等、仕様が確認できる書類がある。 (取扱説明書の場合、表紙、裏表紙は省略不可) 蓄電池については手続きガイドP11参照。
電力会社との接続契約書、売電契約書等の写し	<input type="checkbox"/>	報告者の氏名、住所が確認できる。
	<input type="checkbox"/>	契約プラン(売電価格等)が確認できる。
設置状況を把握できる写真	<input type="checkbox"/>	施工前、施工中、施工後の写真がある。(太陽光発電設備、蓄電池それぞれのもの)
	<input type="checkbox"/>	住宅全体を映した写真がある。
	<input type="checkbox"/>	太陽光発電モジュールの設置状況が確認できる。
	<input type="checkbox"/>	蓄電池の設置状況が確認できる。(蓄電池がある場合)
	<input type="checkbox"/>	蓄電池、パワーコンディショナーの型番が分かる部分の接写がある。(蓄電池がある場合)
	<input type="checkbox"/>	家屋内にモニターがある場合はモニター(画面を表示してください。)の写真がある。

(3) 蓄電池の仕様チェックリスト

以下の内容が記載されているカタログ、パンフレット、取扱説明書等の該当ページの写しを提出してください。冊子の場合は、該当ページ以外に、表紙や裏表紙の写しも提出してください。

項目	チェック	内容
蓄電池パッケージ	<input type="checkbox"/>	システム全体を統合して管理するための番号
性能表示基準	<input type="checkbox"/>	初期実効容量
	<input type="checkbox"/>	定格出力
	<input type="checkbox"/>	出力可能時間の例示
	<input type="checkbox"/>	保有期間 ※補助金の申請者が法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならないことが記載されている書類
	<input type="checkbox"/>	廃棄方法 ※使用済み蓄電池の廃棄・回収方法が記載された書類
	<input type="checkbox"/>	アフターサービス ※国内のアフターサービス窓口の連絡先が記載された書類
蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）	<input type="checkbox"/>	蓄電池部安全基準 ●リチウムイオン蓄電池部 JIS C8715-2に準拠したものであることが分かる書類 ※SII（環境共創イニシアチブ）に登録されている場合は不要です。 ●リチウムイオン蓄電池部以外 蓄電池部が平成26年4月14日消防庁告示第10号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠していることが分かる書類
	<input type="checkbox"/>	蓄電システム部 「JIS C4412」に準拠したものであることが分かる書類 （注）平成28年3月末までに、平成26年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合は、それが分かる書類も可 ※SII（環境共創イニシアチブ）に登録されている場合は不要です。
震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）	<input type="checkbox"/>	第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであることが分かる書類（蓄電容量10kWh未満の蓄電池のみ）
保証期間	<input type="checkbox"/>	メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであることが分かる書類

7 処分の制限について

補助対象設備を法定耐用年数(太陽光発電設備:17年、蓄電池:6年)の期間内に処分する場合は、市の承認を受ける必要があります。

※処分とは、補助金の交付の目的に反して使用、売却、譲渡、交換、貸与、廃棄又は担保に供することを指します。

上記の期間中にやむを得ず処分する必要がある場合は、事前に相談の上、「財産処分等承認申請書(様式第9号)」を市に提出し、承認を受ける必要があります。